

第23回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年12月20日(水) 午後13時15分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑫(砂防法③、土砂災害防止法④、森林法④)	

1 開 会 (午後13時15分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑫(砂防法③、土砂災害防止法④、森林法④)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第23回会議を始めます。

次第の1ですが、検証対象法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換を引き続き行います。今日は砂防法の3回目と、土砂災害防止法4回目になっていまして、森林法の4回目ということで、できるところまでやりたいと思います。

まず、砂防法から。杉本さん、お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それでは、今回も赤字で記載しているところが修正箇所になります。まず、3ページ目を御覧ください。3ページ目の下ですが、前回の話の中で、指定地内行為に面積要件がないということで、面積要件によって法律が適用されるかどうかということが分かるような形で記載すべきではないかということもあったので、砂防法については、特に面積要件はないんですが、ないということは、そういう数字的なものはないんですが、一応、適用除外規定というのがあるので、それに代わるものとしてこれを記載させていただ

ております。

なお、他法令の面積要件についての記載は、13 ページの米印の2に「他法令による土地改変行為に係る規制管理」というところで、それぞれの3法令についての面積要件的なものがこちらのほうに分かるような形で記載はされております。それを追記させていただいたということと、次に、3番の事実関係の整理について、9月の常任委員会への中間報告の資料に合わせた表記に、年月ごとの項目については記載を修正しております。

それと、「当時の職員への聴き取り結果」というところについても、砂防課の記載する様式、方法としては、このような形で、破線括弧内のものについて、聞き取った内容については記載させていただいています。それ以降の「当時の職員への聴き取り結果」というところは、このような形で、統一した書きぶりにさせていただきました。それが6ページの下、7ページの下の方の文章です。

8ページに移りまして、堰堤の堆積状況がどうだったのかというところをこの報告書の中にも書いたほうが良いという話もあったので、三次元点群データから、崩壊前は土砂が堆積していない、堰堤に堆積していないことを説明できる資料として、横断図と縦断図で、2021年、この青色で書いてあるのが崩壊後、赤がその崩壊前、2019年の測量データの記録をこのような形で表現させていただいて、たまっていないということが分かるようにしております。

なお、もう一本線がありますが、これが2010年の地形データということで、国土交通省のほうで、平成22に取っているんですが、やはりその当時のレーザープロファイラー、レーザー測量のデータというのが、密度が、全然、今の2019年、2021年と比べてかなり粗いということもあるので、このような形で、データ的にはかなり凸凹が激しい結果となっていますが、これを見ていただいても、2010年当時、砂防堰堤のところにはたまっていないことが確認はされます。一応、崩壊する前後と考えたときには、この赤と青で確認していただくということができかなと思います。

9ページ目に、これが砂防堰堤背面の横断面図ということで示させていただいています。これを追記させていただきました。

続いて、後ろのほうになりますが、この辺は、12ページも一部コメントとして少し表現を修正させてもらっています。流域全体の指定を検討する意思があったことが伝わるような表現にさせていただき、12ページの考察のところはそういうような表現でしております。

あと、(2)の「確認・判明した事実関係」の文章は、これも、前回、話があったところですが、逐条をそのまま引用すべきではないのかということもあったものですから、破線四角の中に書いてある逐条砂防のこころ辺の下線をした部分の文章をそのまま引用するような形で、ここの文章を修正しております。

続いて、13ページに移ります。13ページについては、「経営的な管理」という表現について指摘を受けたものですから、そこの部分を削っております。「管理された植林地帯」という形で修正させてもらいました。

あとは、捕捉量4,000立米程度というところが当時の公文書に書いてないということもあったので、その辺は削除しております。記載を「補足量を考慮すると」というような表

現に変えておりますし、あと、最後の締めのところですが、事実関係を記載するということから、「緊急性は低かった」という表現ではなく、このような形で「低かったと判断していた」というような、ここも表現を修正させていただきました。

「考察」の2ポツ目は、この文章についての内容が考察に関係することであるのでということで、今回は、事実関係のほうに入っていたのかな。それをこちらのほうに、「考察」のほうに移動してきました。

あとは、表の2、米の2の表のところに書いてある森林法の「1ヘクタール超の森林の開発行為」ということで、この辺の文言の修正をさせてもらっています。

続いて、15 ページです。ここについての「考察」の2ポツ目ですが、ここは、砂防設備に支障なしという関係の文章を1ポツ目から2ポツ目へ移動したということで、砂防設備に支障が及んでいなかった事実は、他法令での対応を強化しよう判断した理由につながるということもあって、こちらのほうに記載を移させてもらっています。

あとは、一番最後の18 ページ。ここは、ざっくりの修正ということで、表現の仕方をこういうような形で書かせてもらいました。読ませてもらいますが、「また、砂防指定地内に限らず、指定地への影響が想定される地域で行われる開発行為や不適切な土地改変等の情報について、当該行為を規制管理する所管部局や市町の担当者と定期的に情報共有できる仕組みを検討し、指定範囲の見直しが必要な土地利用状況の変化等の早期把握に努める」というような形で書きぶりを修正させていただきました。

私からは以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、全体を通してでもいいですが、御意見、御質問がありましたらお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

8ページと9ページの砂防堰堤の縦断面図と横断面図、この見方なんですけど、8ページで、砂防堰堤が、横から見ているので、これで砂防堰堤ありますよということですよ。それで、グレーの線が2010年の地形なんです。崩壊前のオレンジの線のほうが土砂の量が低いという、見方になるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。先ほどちょっと話しましたが、点群データの密度が粗いこともあって、その辺の高さの表記がかなり誤差があります。

○片山廃棄物リサイクル課長

誤差があるということなんですね。分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ですので、こんな傾向であったのかなというくらいの話かなと思ってください。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

9ページのこの横断面図は、どうやって見ればいいのかね。後ろから見て、幅が40メートルとか60メートルあって、要するに多く積もっているところと少なく積もっているところがありますよと、そういうふうに見ればいいのかということなんですかね。これ。グラフの左が高さなので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

青と赤を言っていますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ですから、崩壊前がこの赤で、こういうようなV字谷のような形の地形だったのが、崩壊後、この堰堤の関係で堆積して、青のところまで土がたまっているという状況ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことなんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

背面というのは。

○清水総務局参事

堰堤の後ろ方という意味でしょう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

上流側。

○片山廃棄物リサイクル課長

上流側ということですね。分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

背面という表現がよく分からないよね。堰堤上流の横断面図って言ったほうがまだい

いのかな。

○内藤総務局長

堰堤の上から見ている感じですか、これは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

堰堤の。

○内藤総務局長

上というか、何て言うの。

○福田土地対策課長

輪切りにしていますから。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

後ろから。

○清水総務局参事

後ろから見ている。

○内藤総務局長

上流側という。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。どちらから見てもあまり変わらないので。

人間で言うと、こう切るのが縦断で、この前の。横断がこっち側、CTみたいな。

○片山廃棄物リサイクル課長

270 ぐらいのところに堰堤の高さがあるということなんですよ、多分。そういうことですよね。分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

270、まあ。

○片山廃棄物リサイクル課長

274？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうです。274 ぐらいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。ありがとうございます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
だから、この縦断図を見ると、砂防堰堤のちょうどその上から青い線がビューツと斜め左上に上がっているじゃないですか。堰堤にこれだけ、言い方が悪いですが、てんこ盛りのような状態で土砂を掘削している、ためたという。
背面という表現を変えます。砂防堰堤上流の横断面図。

○内藤総務局長
そうですね、上流側か。
そのほか、どうでしょうか。望月さん。

○望月盛土対策課長
13 ページの真ん中にある表がありますよね、各法令の。県か市とか、所管が明確に書いていないので。法律は書いてあるんだけど、どこが所管するかというのが書いてない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
所管ね。なので、森林法。

○望月盛土対策課長
森林は県なんだろうけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そこは県ですね。一応、林地開発許可も。

○望月盛土対策課長
風致地区条例は県がやるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
風致地区条例は…。

○福田土地対策課長
この当時はもう市に移っていたのかな。

○望月盛土対策課長

市ですよ。土地採取条例って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

平成27年4月以降は。

○福田土地対策課長

これは条例の種類が変わっただけですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ああ。

○福田土地対策課長

兼任権限移譲されているので、18年に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

18年？

○福田土地対策課長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土採取も市？

○福田土地対策課長

土採取も市ですね。

○望月盛土対策課長

だけど、厳密に言うと1ヘクタール以上は県になってくるんでしょう。

○福田土地対策課長

そう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、これは二段書きになるということですか。届出は、ここは市、1ヘクタール以上は県？

○福田土地対策課長

県。

○望月盛土対策課長

森林法って、伐採法って1ヘクタール未満は県は一切関係ないの？

○清水総務局参事

伐採届は市。

○福田土地対策課長

もう面積関係なく市町。

○片山廃棄物リサイクル課長

市町で。届出。

○望月盛土対策課長

指導する権利もある？

○大川井森林保全課長

行政行為に対する、こういうふうにしましょうよというのは別に言えると思いますが、別に権限を届出する先は市町なので。それについては別に通常やっている内容で、それについては言うことはないです。

○望月盛土対策課長

決まっちゃうんだな、ここ。論点が、何かそんなことを言ったから、厳格に書かないといけないのかなと思って。

○大川井森林保全課長

土地改変行為に係る規制管理ですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、林地開発許可って書いてあるので、これはいいですよ。

○大川井森林保全課長

これは県で。

○望月盛土対策課長

それは県です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その下に伐採届というのを入れるかどうかくらい。

○大川井森林保全課長
伐採届を入れると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
でも、それが土地改変行為。

○望月盛土対策課長
木を切るだけ？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そう、木を切るだけ。

○望月盛土対策課長
そこに改変が入っていると。

○大川井森林保全課長
改変が入った場合は、1ヘクタールまでは改変が入っても別に届出で済んでしまうので、届出上に伐採の土地の用途が、森林ではなくて何か別のものになるという届出をすることです。

○内藤総務局長
分けて書いたほうがいいかもしれないですね、どこまでが市でどこまでが県というのは。
あと、風致地区条例と土地採取規制条例も。

○福田土地対策課長
風致がどこかで分かれるかどうかよく知らないんですけど。

○内藤総務局長
そうですか。

○福田土地対策課長杉本交通基盤部参事兼砂防課長
土採取は御存じのとおり1ヘクタールで分かりますので。

○内藤総務局長
それは分かれるんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

以上？それとも超？

○福田土地対策課長

以上かな。どうでしたっけ。覚えている？

○山下土地対策課土地対策班長

1ヘクタール以上が県で、未満が市。

○内藤総務局長

1ヘクタール。

風致地区は、もう熱海市風致地区条例になっているから。それ、最近なんですよ。

○福田土地対策課長

それは、そうですね、熱海市条例になったのは。県条例の時代から権限移譲されていますので。

○内藤総務局長

移譲された時期というのは。

○福田土地対策課長

18です、やっぱり。

○内藤総務局長

同じ？

○福田土地対策課長

同じです、はい。

○内藤総務局長

土採取もそういう。

○福田土地対策課長

土採取はもともとですね。

○内藤総務局長

もともと移譲されていた。

○福田土地対策課長

もっと前から権限移譲されています。

○清水総務局参事

多分、条例できたときから市町にやってもらっているんじゃないですか。

○福田土地対策課長

委任の頃から。

○清水総務局参事

権限移譲の制度ができる前から、多分、委任という制度があったんですが、それから。

○内藤総務局長

そうですね。

○山下土地対策課土地対策班長

平成12年から事務処理特例条例。

○福田土地対策課長

事務特はそうだね。そこでできたんだから。

○清水総務局参事

それはそう、制度ができた。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、各法令の担当というか、何ていうんですかね。それが県か市か分かるように、これ、横かどこかにするということと、あとは、土採取等については、1ヘクタール以上の場合は、1ヘクタール以上の盛土等ということで県、というような二段書きのような形になるということがいいんですよね。盛土量は関係ないでいいですよ。あくまでも面積だけで。

○福田土地対策課長

権限というか、そうですね。許可検討か、それが分かれるのが1ヘクタール以上。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

森林はいいですか。伐採届も。

○大川井森林保全課長

伐採届、一応、入れておきますか。

○内藤総務局長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、ここも二段書きにして、「伐採届」と書いて、ここは「面積要件なし」と書く。

○大川井森林保全課長

改変行為でしょう。改変行為だと、1ヘクタールまでの改変行為だったら届出。それを超えると林地開発許可に変わるので、伐採届自体は木を切るという行為に対して届出を出す。その中身が、別に続けて林業をやりますよという植林の内容であれば面積関係ないのですが、土地の改変行為に、かつては1ヘクタールで線が引かれて、1ヘクタールを超えるものの改変になると林地開発許可になるということです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

じゃあ、伐採届でチョンチョン入れて、1ヘクタール以下というのを書いて、市が担当となるようにすればいいですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これも1ヘクタール以下の森林の開発行為。

○大川井森林保全課長

形質変更行為とか、そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうことだよね。上と一緒にすよね。森林の開発行為ということですよ。その辺、分かりました。そこは修正させていただきます。

○内藤総務局長

お願いします。

○内藤総務局長

望月さん、ほかにはいいですか。

じゃあ、ほかの人。

○清水総務局参事

上から順番に、1ページで、今頃こんなこと言ってあれなんです、この1ページの1の概要に、砂防堰堤を示した写真みたいなものがあつたじゃないですか。この会議をやる

に当たって作ってくださった、砂防堰堤の場所を示した図のような、写真のような、常任委員会の資料につけたもの。

○内藤総務局長
地図みたいな。

○清水総務局参事
砂防指定地はここだよみたいな、それがあったほうが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
砂防指定地の位置を示すあれですか。

○清水総務局参事
何だっけ、写真。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
写真というか、位置図というか。

○清水総務局参事
位置図というか、カラーで作ってくださった。どれでしたか。

○内藤総務局長
これ？これは違うの。ああ、違う？

○清水総務局参事
これだったかな。何か写真みたいなものがあったよな。違うかな。これ、砂防指定地？

○内藤総務局長
そうです。

○清水総務局参事
砂防指定地の場所が分かったほうがいいかなと思って。これか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それは土砂法ですね。

○内藤総務局長
これじゃない？

○清水総務局参事

でも、そうか、それでいいですよ。図か。

○内藤総務局長

これ、写真じゃなくてこの図ですよ、多分。ここにダイヤモンドみたいなのが。

○清水総務局参事

土砂法のほうにも同じようにという感じなんですかね。同じ図を使ってもいいのかもしれない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

所管法令の位置が分かるようにする？

○清水総務局参事

砂防指定地がどこだよって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この地図だと、現象の対象区域、あるいは、C、D、Eと⑤区域が書いてありますが、こういうものもつけて出す。

○清水総務局参事

そのほうが何となく位置関係は分かりやすいかなという気はします。

○内藤総務局長

特別委員会のおきに出した資料、9月の委員会に出しましたよね。

○清水総務局参事

常任委員会？ はい。

○内藤総務局長

それを加工したはずなんだけれど。

○清水総務局参事

これですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

特別委員会？

○清水総務局参事

常任委員会。

○内藤総務局長

特別委員会じゃない。そう、常任委員会。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これね。

○清水総務局参事

そうです。その下の…。

○内藤総務局長

それを出したんだっけか。

○清水総務局参事

こっちのほうがいいですよ。これは書いてないですもんね。

○内藤総務局長

そうそう。

○清水総務局参事

でも、砂防指定地が分かれば。

○内藤総務局長

これのほうがいいか。分かった。そうだね。

○清水総務局参事

場合によっては、砂防法ではこの土砂災害警戒区域のキャプションみたいなものは外し、砂防指定地のキャプションだけ入れておいて、土砂法ときには土砂法のキャプションだけ入れるような感じでもいいかなと…図は同じで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、直轄でやった下の砂防堰堤を設置するときに指定した砂防指定地も書いてあるじゃないですか。

○清水総務局参事

この青いもの？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

青いの。

○清水総務局参事

囲っていない青いものですか？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

囲っていない。いつの時点で整備するかとなるんですよね。だから、起きたときの時点だと、ここはないんだよね。

○清水総務局参事

なるほど、囲っていない青いところはないということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。そのほうが分かりやすいといえば分かりやすい。

○清水総務局参事

そんな気がしますね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ですよ。そういう修正ができるかどうかになるので、できるかね。できないよね、もう。

○松村砂防課傾斜地保全班長

内側ですかね、寄っているの。砂防指定地を地図上に。

○清水総務局参事

落とし込まれていないですね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

なので、これだけ外すという、私の技術力ではやれないかもしれないですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

昔だったらできたかもしれないけど、今はできないか。

○清水総務局参事

それだったら、今と同じみたいに、こんな青くはなっていますが、特に説明を入れなくてもいいかなと思って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。なので、砂防法の場合は、砂防施設の値の。

○清水総務局参事

ところにだけ説明入れて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土砂法は削っておきますということですね。この現象の対象区域とかというの。

○清水総務局参事

もうそれも要らない、外してしまっていいですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

外すというよりも、旗揚げは外して、この赤で書いてあるのを同じように黒で書いておくような感じでいいですか。

○清水総務局参事

そのほかの区域と同じようにということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ほかの区域と同じように。そういうようなイメージでいいですか。

○清水総務局参事

ええ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○清水総務局参事

次、9ページで、これも今頃言って恐縮なんですけど、ヒアリングの結果が、2022年6月14日から7月15日ということで、事実関係の一つのようにして書かれているんですが、これは、土砂法のほうは、たしか事実関係の後ろのほうに聞き取り調査の結果みたいな形で、一括して書いてあったので、これもヒアリングの結果なので、同じような形で載せたほうがいいかなと思ったので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっと理解できなかったですね。

○清水総務局参事

ごめんなさい、説明があれなので。

土砂法が、11 ページに、事実関係が並べてきて、その下に1個項目を起こして聞き取り調査結果ということでまとめられているので、これも、ヒアリングをした時期は、入れたほうがいいと思います。いつやったかというのは分かるようにしたほうがいいと思うんですけど、同じような形で、事実関係とは一線を画す形ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

画して。ただ、今言ったように聞き取り調査結果の分は(3)番として。

○清水総務局参事

そうですね。土砂法と同じようにする。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

皆さん、ほかのところに。

○清水総務局参事

ほかのものは、事実関係の中に盛り込めるものは盛り込むような形で表記したり、盛り込みにくいものは、確かに都市計画法も後ろのほうに、今、まとめて載せたりとかしているので、そこは法令ごとで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

多少ばらつきがあっても。

○清水総務局参事

聞き取り調査の結果を入れる場所というのは変わってきても、それはいいかなど。恐らく砂防法は、多分、事実関係の中に入れるにはなじまないと思うので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、こういう事実関係があったことに対してヒアリングしたよということが分かるような形ということでやったんです。それぞれの年月が書いてあるところの、そういうような事実があったので当時の職員に聞き取りしたら、こういうような形だったというところで。

これを全部まとめてしまうと、ヒアリングが何に対してヒアリングしたのというところをまず書いた上で書かなければいけなくなりますよね。

○内藤総務局長

5、6、7、8ページにも同じようにあるんだけど、そっちはオーケーですか。

○清水総務局参事

5、6、7・・・。

○内藤総務局長

5ページの一冊下。

○清水総務局参事

これは、盛り込めるものは盛り込んでもいいのかなとは。

○内藤総務局長

それは、いいと判断したんだね、清水さんは。

○清水総務局参事

いいというか。

○内藤総務局長

ここの部分だね。

○清水総務局参事

なので、これについては出来事ではないので、出来事というか、発災前のあれではなくて、発災後にやった話でしょう、ここに書いてある、年月が。

○内藤総務局長

はい、これは発災後ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

聞き取りしたのは確かに発災後でしたよね。だけど、確認した事実、何を確認したのかという、こういう事実があったことに対することの聞き取り結果がこうだったよというところ。

土砂法の場合は、どちらかというと、長い期間の間の時間を要した結果、どうしたのか、住民への周知はどうしたのというような聞き取りなので、こういうようなまとめ方になったと思うんですね。

○清水総務局参事

ここに載っている、この内容って、こっち側にも入っている内容ってことなんでしたか。事実関係のほうにも入っていますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どちらですか。土砂法？

○清水総務局参事

どちらというか、この9ページに書いてあるヒアリングの聞き取り結果は、事実関係の

ほうに入っている聞き取り結果とダブるんですか。ダブっているのではないんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
これは自分がやった話なので、昨年。

○清水総務局参事
この後ろのほうのものですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そう。9ページは、昨年、自分がヒアリングしているんです。ここをやってくれているのですね。今回の特別委員会、ごめんなさい、債権者のために聞き取りしたのではないもので。

○清水総務局参事
そうですね。これ以外の事実関係に入っているものは今回やったものが入っているということですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうです。どっちが分かりやすいかという。

○清水総務局参事
この中身を載せることは変わらない。ただの見せ方だけの話なんですけど。

○内藤総務局長
確かに、22年の6月から7月15日というのは、その前の年表とは性格が全然違う。

○清水総務局参事
砂防指定地の指定に関する手続ではないんですよね、これ。

○内藤総務局長
そうそう。砂防指定地の指定手続に係る事実関係はずっと、98年から2016年まで書いてくれてあるけど、2022年はヒアリングをやりましたという事実関係なんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうですね。特に、結果的にはあまり大した話は聞けなかったのです。

○清水総務局参事
ここは、どちらかというとなんか新聞報道に関する対応の部分もあるんですよね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

結局、県の見解をまとめていって、 がいろいろ記者会見をしていたときに、こういうような話も当時の人にヒアリングしたのかというような質問を受けて、こういう、昨年やったんですね。

○清水総務局参事

放置されていたからヒアリングしてないとか、ヒアリングというか、地権者と交渉してないとか何とかって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

事実関係をきちんと確認していますか。

○内藤総務局長

では、ここは土砂法のような書き方もありかもしれないですね。

○清水総務局参事

場所はここであれなんです、やはりこのヒアリングの位置づけというか、砂防指定地の指定に関する、あとは手続とは違うんだと分かるようにしたほうが、見たときに紛れがないかなという気がしますので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だけど、こういう事実関係があって、公文書でこういうのがあるんだけど、どっちがいいかな。そういう整理の仕方もないことはないと思うんだけど。その辺はほかの法令とも合わせたほうがいいと思っているんで。

○清水総務局参事

ほかとの横並びで、ちょっと比べてみてという感じで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この部分を(3)として、そういう聞き取り調査結果ではないけど、そういう形で入れればいいだけだから。だけど…。

○内藤総務局長

ちょっとこれは引き続き検討はします。

いいですか。

○清水総務局参事

あとは、「考察」のほうで、書きぶりと、こういう形の考察はできるでしょうかという、意

見交換をさせていただけたらと思っております。今、メールで送ります。

(2)(3)(4)の「考察」の関係でいまお送りさせていただいたんですが、(2)は単に書きぶりだけの話なんで先に行かせていただいて、(3)で、「考察」の1ポツ目で、「行為制限を目的とした砂防指定の基準に該当するものであったと考えられる」という認識を示しているところがあるものですから、2ポツ目を見たときに、原案のほうが妥当な判断であったというふうになっているんですが、この考えが、そういう対応を取ったことについては否定するわけではなくて、ただ、これまで言ってきた、行政裁量として認められる範囲内であったというような表現が取れないかなというところで。

というのは、後ろのほうで、2枚目から3枚目にかけての「しかしながら」というところで、指定基準の6番でしたか。6番のことを踏まえると、一番最初のポツで指定基準に該当するものであったという認識を示しているので、6に該当する状況であったということは言えるというところで、それを踏まえたときに、やはり砂防指定地への追加指定を検討する余地もあったのではないかと、これは、考察として言ってもいいのかもしれないなと思ったものですから。

というのは、特別委員会の提言を改めて見直したときに、前文の中なんですが、前文の締めの部分で、「上記を踏まえると、地域の安全を守るためにそれぞれの所管する法令等のできる限りの対応をしていたのか」という観点からの検証は十分とは言えない」と言われているので、できる限りの対応をしていたならば、という視点で見たときに、指定基準に該当すると考えられる状況があったと、この庁内検証委員会として考えられるのであるならば、当時、取った対応はもちろん裁量の範囲内なんですが、指定基準に該当するような状況があったと認められるのであれば、長期的な視点で見たときには、短期的には指導止まりになってしまうということは要領などを見ても明らかなんですけれども、相当期間経過した後で、なおその指導に従わない状況がある場合には、工事命令とかも行い得るみたいなどころがあったので、長期的に見れば、法的な強制力を持つ対応も可能になるということもあるので、伊豆山港の濁りの原因が、上流域の土地改変行為とあることを認識した段階で、砂防指定地への追加指定を検討する余地もあったのではないかと、ひょっとしたら言えるのかなと、このような対案を考えさせていただいたところなんですけど。

ただ、ちょっと2ページ目の3ポツ目の対案のところ、やはり追加指定をしたとしても、法律不遡及の原則があるので、既に行われている土地改変行為については、直ちに、当然、規制することはできなくて、防災工事をちゃんとやってくださいねというような指導にとどまらざるを得ないというところは、そこは間違いのないものですから。指定の効果は限定的だというような認識を示して、なので、この当時、この不適切な土地改変行為に対して、その行為の中止であるとか、原状回復等の命令とか、法的な強制力のある対応をするためには、既存法令によるほかなかったと考えるということで、行政裁量と認められる範囲内であったということも補足するようなイメージでどうかと考えました。

○内藤総務局長

杉本さん、どうでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

まず、何かすっきりしてないなと思って。同じようなことが何回も出てくるような感じが。ただ、結局は、「このことから」の、このポツのここに落ち着く、違うな。「しかしながら」まで行くんだ。

○清水総務局参事

なので、当時の対応は肯定しつつも。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

しかしながら。

○清水総務局参事

こういうことをする余地もあったのではないかというような。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

検討すらしてなかったからね。

○内藤総務局長

これ、前にも言ったんですけど、 が、同時に砂防法でも検討しようという考えを持つべきであったと特別委員会でおっしゃっているので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

そこをまた元に戻ってはいけないのかなというのは私も思うんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すべきだったと書いてあるんでしたっけ。

○内藤総務局長

正確に言うと、 が、国からこれだけ指導を受けながらこれを見送り続けたという、その点を伺っておきたい。というのは、土砂も落ちているし、泥水も入っているしと、何度も何度も通報もあるわけじゃないですか。漁業者からも言われたり、もうそろそろ崩落しますよという指摘もあった中で、後々になって砂防法を適用することはできないかもしれませんが、区域の拡大指定を検討する、あるいは、それに見合ったような法規制をかけていく、あるいは、指導していくことはできたのではないかと思います。その点いかがですか、という質問に対して、 は、「今の点はそのままだとあり得たと思

います。」

その後、「実際には、自治体条例とか森林法でも規制ができていなかったもので、その後、砂防法でかけるのはあったと思いますが、ただ、事後になりますので、その遡及適用ができるかどうかという問題があり、事後にかけても恐らくその遡及適用はできないので、前の部分の検査事項は厳しいと思う、十分検討はしておりませんが」というふうに言っています。

ここの今の■■■■の説明は、多分、正しくなくて、指導はできると思うんですね。時間がたてば。

その後で■■■■が、「それで実際に崩落が起きて下流に影響が出ているときに、そこで砂防法の指定をかけにいくというよりも、それは現にその規制できる法律があるんだから、それをしっかりやりましょうというのは普通の対応だったと思います」と。これは、我々ももちろんそういう見解なんですけど、ただ同時に、それが砂防法でも検討しようという考え方を持つべきだったというのはあり得ると思います、ということなんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

検討することはあり得るべきだったと、指定すべきだったとは言っていないですね。

○内藤総務局長

指定すべきだったとは言っていない。だから、検討すべきだった。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そっちに全部丸投げにするのではなくて、自分事として考えて、実際に砂防法として何かできるかどうか、指定して何かやることができるかどうかというところは、きちんとその当時、そういう状況であればやるべきだったということですね。

○内藤総務局長

やるべきでした。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なるほど。

○内藤総務局長

ということ、多分、今、清水さんが出してくれた代案は、そういうことをまさに言っているのかなと思う。このような文章でいいかは置いておいて、趣旨としてはこういう流れにしたほうがいいのかなど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ごめんなさい。ちょっと持ち帰らせてもらっていいですか。

○内藤総務局長

検討をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

文章も含めて。■■■■の発言もありますし、県の見解をずっとそこまで突っ走ってそれで突き進むというやり方もあるかもしれないけれど、でも、実際に振り返ってどうなのかというところを考えたときに、もう1回じっくり読んで、課の少し上のほうにも真意を聞いた上で、直すところは直して考えたいと思います。

○内藤総務局長

■■■■はその後でも同じことを言っていて、「先ほどの答弁に関することですのでお答え申し上げますけども、その検討をすることはあり得たと思いますが、そのときの状況を見ると、土採取条例に基づいて県も市も措置命令をかけるべきだと言っていたわけですからそちらを優先してやるべきであって、やっぱりそこをまずやらないといけない。だから、それと並行して砂防法で検討することはあり得たと思いますが、これ、また元に戻りますが、砂防の担当者は、多分、そこまで危険性を認識していなかったと思います。」という答弁ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、治水上砂防的に今のその状況がやはりもともとの、河床とか、そういうところがさらに荒れるおそれがあるというような判断であれば、当然、考えなくてはいけないし、もともとの砂防堰堤にかなり被害が出ているというか、かなりたまってきているという状況が見られれば、そういう状況があれば考えるとか、いろいろ実際の現場の状況を見て最終的に判断しなくてはいけないとは思いますが、そこまでやったということがなかったので。今後、また同じような案件が出たときにどう対応していくかということにもつながってくる、再発防止策の一つにもあるので考えます。

○内藤総務局長

すみません、お願いします。

○清水総務局参事

あと、同じもので、(4)は、1ポツ目は、監視員のところが、「対する責任はなかった」ということで考察がとどまっていたので、「監視員の役割を見直す余地はあった」と言えないかなという観点で書いているのと、あと、2ポツ目以降は書きぶりの違いだけですかね。こんな書きぶりはどうでしょうという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○清水総務局参事

あと、その他の意見で入れさせていただいたのは、この砂防法のものを読んだときに、まず、下のほうだと、「地形改変」と「土地改変行為」という用語が混在しているんですが、両者に明確な違いがないのであれば、ほかの法令の考察とか記述などでも使っている「土地改変行為」にしたほうが紛れがないかなと思いました。区別があるかどうか分からなかったなので、意見として入れさせていただきました。

あと、その上の意見というのは、考察の中に、砂防指定地の今後の指定方針ですかね、その3ポツの崩壊状況とか協議状況とかによって民地指定を進めたいという方針を砂防担当は当然持っているのですが、その方針を事務所内で共有する必要性があったかなかったかのような、そういった視点は、もしかしたらあったほうがいいのかもしいけど、ちょっとどうかかなと思ったので、その他の意見として入れさせていただきました。

以上です。

あと、(2)も意見として書かせていただいたんですが、これもこんな書きぶりはどうでしょうというぐらいの形なんで。

○内藤総務局長

そんな決定的なことではなく。

○清水総務局参事

中身を変えるとか、そういうことではなくてですね。

○内藤総務局長

この清水さんの、頂いた資料の、(3)の4ポツ目についての確認という、これはいいですか。

○清水総務局参事

これは、この4ポツ目のところで、「所管法令に基づく許可や届出の初期段階から、砂防担当にも情報提供して」となっていたので、2009年のときには工事課が現地へ行っているんで、工事課が砂防法の担当だったんですよ。なので、承知しているという状況があって、「届出の初期段階から」というふうに、書いてあるので、2007年4月のときには、濁りが出たときに現地に確認に行ったのが用地管理課の方だったので、工事課の方は承知されていないという状況があるから、その届出の初期段階から砂防担当にも情報提供していればというふうに書いてあるということでもいいんですよ、という確認をしたいと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防法の担当は、工事課にもいるし、用地管理課にもいるんです。

○清水総務局参事

用地管理課にもいるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

当然。もっと言うと企画検査課もいます。

○清水総務局参事

そうすると、2007年4月のときに砂防担当は知っていたじゃないかみたいな感じになるなどと思ってですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう、知っていたんですよ。

○清水総務局参事

そうすると、「届出の初期段階から、砂防担当にも情報提供して」というところがそりが合わないかなという気がします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういえばそうだよな。

○松村砂防課傾斜地保全班長

砂防課ですが、もともとそこを書いた経緯としては、土砂法の担当者のヒアリングのときに、企画検査課の砂防担当をお呼びして話を聞いたときに、濁水の話はほとんどの方が知らなかったというところで、事務所の全体的な砂防の総括担当的などころはあまり認識がなかった。現場の工事の砂防担当、あるいは、用地管理の砂防担当という点では現地に行ったりとかしているけれど、それが、どちらかというとな事務所統括の担当までにはあまり情報が上がってなくて、認識していなかったのではないかなというような意味合いです。

○清水総務局参事

元締的な役割は企画検査課だという形。

○松村砂防課傾斜地保全班長

そういう意味合いで書いてみたんですが、全体を横串を刺して見られる人物というか。

○清水総務局参事

それ、そのニュアンスを入れればあれですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっとここは検討します。

○清水総務局参事

すみません。

○内藤総務局長

だから、砂防法担当といっても、砂防のダムの記事を担当する人もいれば、用地をやる人もいれば、指定のことをやる人がいて、その指定を考える人のところに情報が行ってなかったということですかね、これは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

自分が思うのは、多分、事務所の砂防の統括的なことをしているのは、企画が一応、そこでコントロールしているので、企画担当者にそういう、濁りがあるとか、追加指定しなくてはいけなとか、そういう相談とか情報が来ていなかったんじゃないかな。もうその前に、この前のヒアリングでもあったけど、工事課の担当が言っていたように、それはもう土対策でやればいいのか、そこで切っちゃって、もう。

○清水総務局参事

そこで止まってしまっているというか、終わってしまっているんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それに対応すればいいという整理をそこでしてしまっているんで、砂防でもう少し検討したほうがいいのではないかと持ちかけることが、そこでなくなってしまっていたんですよ。

それで、砂防も河川もそうだけど、下の、盛土の下の関係で言うと、砂防と河川の担当も、ある意味、自分の施設がそういうような状況にあるところを認識した上で、じゃあ、各法令で何ができるのかということまでは思いがかなかったということが実際にあったので、ちゃんとそういう情報は共有するし、そのときに自分事として考えるときに何かできるのかなという、そういうようなところまで考えを迫るようにしていかないとけないということですよ。もうこれでやればいいのかというのを決めてしまったら、そこで整理ができたという。

○清水総務局参事

確かに。この件についてはもう方針が決まったみたいな形になってしまいますね。

○内藤総務局長

じゃあ、ここは残すということですかね。

○清水総務局参事

なので、ニュアンスを追加していただいて。

○内藤総務局長

加えられることがあれば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今の話って難しいですね、本当にね。

○清水総務局参事

正直、事後だからこういうふうに言えますけど、当時、現場にいたときに同じように考えられるかという、そこはなかなか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

多分、頭になってやらなくてはいけないところが、多分、あると思うんですよ。今回で言うと土採取規制条例という、頭があるんだけど、そこに付随する砂防とか森林法とかいう衆が、もうそこでスパッと切れてしまったので、ここでやるって。

そうではなくて、もう少しそこを何か、バックアップではないけど、ある法令で方向性が決まってしまうと、そこで終わるとというのが今だってないことはないんだよね。整理がつけば、要するにこういうポテンヒットじゃないけど、その法律の中の落ちたところがどっちでも、どこでも取れるような案件ってあるじゃないですか。じゃあ、それを何の法律でいこうかっていったときに、みんな、こう…。

○清水総務局参事

こうなって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

みんなで取りに行く必要はなんてないじゃないですか。そういうポテンヒット的なものこそ、決まれば頼むねって。

○内藤総務局長

ここがやるということになったんだから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこが音頭を、音頭というか、そこが中心になってやればいいじゃないかといって、後はもう知らないという、そういう部分の意識改革を。

○内藤総務局長

そうですね、意識改革は必要ですね。今後も同じようなことが起きてしまうと、それは困るわけですから。

○清水総務局参事

今後、同じようなことが起こったら、ちょっと、多分、立ち直れないと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○内藤総務局長

どこかが担当するのは、それは、当然、そうなるんですけど、そこがうまくいっていないときにはやっぱり、別の手だてを考えなきゃ、とならなければいけないんだけど、1回この人がやると決まったら、最後までこの人となってしまって。そういう、土木事務所としてもちゃんとこの事業がうまくいっているのかという進捗管理というか、そういうことをちゃんとやっていたのかなという気がしますけど。それは市に任せたんだからという……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、市としてみると、相談できる場所は県だからといって県に来たと思うんですけどね。そこでどういうふうに、丁寧な対応をしていたかどうかという。

○内藤総務局長

とにかく、考察はこういうことで。

まだあるでしょう、清水さん。

○清水総務局参事

いや、とりあえず大丈夫です。

○内藤総務局長

いいですか。

そのほかにありますでしょうか。いいですか。

では、私のほうから、最後の再発防止のところで、18 ページの2ポツ目の「また、砂防指定地内に限らず」というところなんですが、「指定地への影響が想定される地域で行われる開発行為や不適切な土地改変等の情報について、当該行為を規制管理する所管部局や市町の担当者と定期的に情報共有できる仕組みを検討し」とあるんですが、これ、「検討し」というよりも、仕組みを構築するとか、言い切ることができないでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これこそまさしくポテンヒットなんですよ。こういうところを頭になってやれるような。

○内藤総務局長

ただ、砂防課としてはここが限界ということ、書くとしたらね。

○福田土地対策課長

そう。面積が大きければね、土地利用審査会みたいなものも。小さいとないんだよね。

○内藤総務局長

そういう場がないんですかね、何か。

○片山廃棄物リサイクル課長

昨日出ていた盛土等対策会議の地域部会みたいなものとか、その上の親会のような、そういうイメージなんですかね。

○望月盛土対策課長

盛土だったらそれができるんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。

○望月盛土対策課長

濁水とかそういうのって……。

○内藤総務局長

不適切な土地改変の情報があったときにということですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

開発行為や不適切な土地改変というのは、これは、どちらかという、盛土も含まれるし、丘陵とかそういうことを、土を動かす関係だと思んですが、ただ、そういう土地利用の関係とかに関わってくるのかなど。

○内藤総務局長

土地、そうですね、これね。

○片山廃棄物リサイクル課長

土地利用でやるのって、都計審にかかるものは年に2回あるんですけどか。何か。

○福田土地対策課長

都計審は別、不定期開催ですよ、あれは。

○片山廃棄物リサイクル課長

不定期開催？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうではないですか。

○内藤総務局長
これ、どちらかという、砂防課というよりも土地対策のこういう仕組みをつくれな
いでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そういう情報が入れば、砂防課としては、この指定基準の6ではないけど、そういう
ことも含めていろいろ内容は検討していくことになると思うんですけどね。まず、第
一步として、そういう情報が入ってくるような仕組みがないと。

○福田土地対策課長
情報を集約しているところという。

○内藤総務局長
なかなか、今の時点ではこれが限界かな、書くとしたら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうですね。なので、自分が例えば新たに砂防指定地をかけようとするときに、
その地域で、例えば伐採届が出ているとか、ほかの開発行為が出ているとかというの
が、一覧表ではないけれど何かあれば、そういうのを見て、そこで、じゃあそうい
う情報が入って来れば、どういう指定にするかを考えなくてはいけな
いかなと、検討はできるではないですか。だから、そういういろいろな情報が集約
できるようなデータベースではないですが、そういうのがあると、いいかなと思
うんですけどね、まずは。うちだけのサイドで言うのですよ。砂防課的に言う
と、そういう情報があれば、指定のときの、メイン指定のエリアとか考え方が
ひとつ参考になるかなと思うんですけどね。

○望月盛土対策課長
企画検査課あたりに土砂対策課とか、全部そこに集約する、情報が来るように
するとか、そういう仕組みがあれば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
でも、それ、交通基盤部だけじゃないじゃないですか。

○望月盛土対策課長
だから、そこは後から農林とか、そういう…。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

開発系を扱っているところは全部。

うちの組織の中に、一番上のそういう企画というか、そういうようなところは何になる
んでしたか。

○内藤総務局長

企画部。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

企画部というか、今みたいないろいろな部がある中で。

○福田土地対策課長

総合政策。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

総合、そうだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

総合政策に、静岡県土地利用何とか審査会だか審議会ってなかった？

○大川井森林保全課長

国土利用審。

○片山廃棄物リサイクル課長

国土利用法か。それ、下田市長が、今、会長になっている。そこに集まる？

○福田土地対策課長

敷居が高すぎる。

○内藤総務局長

そこ、ちょっと違うような気もするんですけど。やっぱり開発行為の関係者が集まるよう
な場ですよ。そういうのが欲しいんですよ。

大体、全庁組織って、別に全庁組織だから全部企画部というわけではなくて、メインと
なる人がいて、その人が幹事みたいな形になって、あと、各部で関係しそうなところにも
メンバーになってもらってその会議を運営していくという。特にくらし・環境の人は、みん
な、そんなような会議ばかりじゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

今、思ったんですが、開発行為って告示縦覧という制度はない？告示縦覧というか。

○清水総務局参事

告示するというやつですか。告示をして。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう、縦覧するというの。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ないね。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物の施設とかだと、煙が出たりとか、ここにこんなものを造るよとって、ホームページ上とか、保健所とかで、1か月間、告示縦覧するという制度があるんですよ。そういったのがほかの法律でもあったりすると、それが例えば1か月ごととかなら、何件ぐらい出ていますよみたいなので、割と制度にのっかってやるので情報収集はしやすいのかななんて思うんですけど。ただ、それが制度に乗る許可、きちんと許可を取ってやっているというところなものですから、無許可のところは分からないですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だからこれは全部に言える話になってくるので、今言ったような話は。だから、そういう内側をこの再検証の報告書として、一つの目玉として、そういうような再発防止策の一つの核となる案件として提案するという、組織的に提案するではないけれど。

○内藤総務局長

うちは第三者機関から提案という、あるんですけど、これは内部検証なので、まさに我々が提案ではなくてやるということを書いていかなければいけないんですが、できなければやれないんですけど、できることはやっていくということ。だから、できるのかどうかを検討していただきたいなと思います。交通基盤部ばかりではないかもしれないですが、多分、メインはやはり交通基盤部なのかなと思いますので。

今の個別のここはこれ以外に表現の方法はないのかもしれないですが、基本的にこの再発防止のところは、検討していくとか何かに努めていくみたいな表現はできるだけやめていきたい。必ず、こうなっていたものをこういうふうに変えていくんだ、ということを書きたいんですよ、本当はね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なるほど。

○内藤総務局長

全てがそうはいかないと思うんですけど。ということから、今ちょっと意見をさせてもら

いました。

それと、ポツ、どこのポツじゃなくてポツがないんですけど、その指定に当たって、指定するとき、規制の対象となる地権者とかのことは気にするんですが、特別委員会からも言われているように、下流域の住民の安全、利益をしっかりと考慮して指定していくという文言は書けないんですかね。砂防の指定に当たって、規制の対象となるものとの関係だけではなくて、下流域の住民の安全、利益をしっかりと考慮して指定する、範囲をどこにするか考えていくという方針は打ち出せないか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは土砂法じゃないですか。

○内藤総務局長

土砂法になるのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

砂防。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防指定地というのはあくまでも行為制限、施設造るところと行為制限をするエリア。

○内藤総務局長

行為制限するエリア。でも、それ、何のためにというと、下流域の。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

治水上砂防的に。下流域は、保全対象ですよ。要するに、土石流が発生して、どこまで影響するかという範囲がもう決まるので、その中に人家があるけれど、そういう方々への周知ということですか。

○内藤総務局長

周知というか、要は指定をするときに、例えばたくさん住民が住んでいるようなところだったら、その厳しめに指定を、網をかけなければ、ということをちゃんと考えると、そういうこと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

網をかけるというのは上ですよ。

○内藤総務局長

上のほう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

下はもう土砂法で指定してもらえば。

○内藤総務局長

上のほうを、範囲を決めるときに、下流域の状況によってやっぱり、それで結論は変わってはいけないのかもしれないですが、下に1軒しかないようなところと、下に何百軒も人がいるところと、やっぱりちょっと違うということもあるのかなど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは施設整備の優先順位が変わるといふ。

○望月盛土対策課長

結論が変わってしまうとおかしいですね。優先順位だよね。

○内藤総務局長

優先順はもちろん変わりますが、指定する範囲についても。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

規定する範囲は変わらないと思うんですよね、少なくとも多くても。必要な範囲までするので。

だから、100軒あるので面指定でやりましょうね、流域指定しましょうね、1軒だから標柱指定でいいよね、そういう考え方ではないです。

○内藤総務局長

ではないという。分かりました。まあ、それは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは、本当、現場の状況を見て。

○内藤総務局長

確かに、それは自分もそう思ったんですけど、ただ、特別委員会での提言では、地権者の私権制限とエリアの安全性を比較考量して妥当なのかの、このエリアの判断が。ということを言われているので。

○望月盛土対策課長

例えば、今後、それが、標柱指定のものを面指定に、例えば何かの条件があったときに

指定をするように●●●●●●する、そこって変わってない？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ん？

○望月盛土対策課長

今までは標柱指定を原則。それを、開発が明らかにあるというのが分かっていたら面指定にするとか、そういうことはしないんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、開発行為イコール悪じゃないものと。

○望月盛土対策課長

今までそういう考え方だったんだけど、今後、改めてとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、その開発行為を行うことによって、その下の溪流が荒れるおそれがあるんだったらやるよね。指定するよね。

○望月盛土対策課長

そのときに、例えば内藤さんが言ったように、下流のほうに影響がある可能性があるときにランクを上げるとか、優先的に指定をするとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

優先的に指定する。それは行為制限のためにちょっと。

○望月盛土対策課長

なるべく指定を促進するために。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっと難しいな。

○内藤総務局長

今のところ、もう1回、読みますけど、改めて特別委員会の提言で、「砂防指定地の指定について、国は流域全体を指定する面指定を通知しているにもかかわらず、県は面指定の申請をしなかった。治水上砂防の観点から申請必要性を認められないというのが県の主張であるが、地権者の私権制限とエリアの安全性等を比較考量して、その判断は妥当だったと言えるのか疑問である。」とされているので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

私権制限があるから必要最低限しなければいけないというのは、当然、それは逐条砂防的にも書いてあるので、それはそうなんですけど、でも、その大前提として、治水上砂防的にやっぱり必要だということだったら、私権制限関係なくもうかけるんですね。だから、かけるに当たってはむやみにかけないということかなと思うんですが、私権、何て言ったらいいのかな。資料のところにも書いてありますけど、この「指定は、その土地の所有者等の権利に重大な関係があり、みだりにこの指定をすべきではない。したがって、この指定は、治水上砂防のためにのみなし得る」ものである、と書いてあることから考えると。

○内藤総務局長

もともと私権制限っていうのは確かにあるけども、別にそればかり考えているわけではないということですよ。分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、そうです。

○内藤総務局長

必要があれば指定してもいいかなという。それは、下流域の戸数が多い少ないとか、そういうことは関係なくて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは関係ないですね。

○内藤総務局長

あと、一番最後の「考察」ですけれど、18 ページの一番最後かな。本当の最後のところ。「土砂災害警戒区域等の監視活動に協力する地域の防災リーダー「防災連絡員」の育成及び住民等からの通報を受け付ける「土砂災害 110 番制度」の普及等を通じて」ということは、これはもう制度としてはあるんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あります。そういう防災連絡員とか土砂災害 110 番という制度はもうあるので、それをより情報が上がりやすいような体制づくりとか、意識改革とか、周知とか啓蒙じゃないですけれど、そういうところを図っていくということですね。

○内藤総務局長

今頃、すみませんでした。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

盛土と一緒になんですけど、やっぱり住民の目というのが非常に大きいかなと思っている

ので、やはり衛星とか使った監視も確かに新たな取組としては必要な取組であるけれども、そこに住んでいる人たちの情報をいち早く把握できるような体制というのがかなり大事かなと思っているので、この辺は、うちでよくやっている土砂災害防止月間って6月にやっているんですけど、そういう中で、この辺の取組を、今までの取組に加えて、さらに何かもう少し自分事として考えてもらえるような周知の方法を考えていかなければいけないと思っています。

○内藤総務局長

砂防指定監視員の方って一般の方じゃないですか。委嘱してやっています。そういうのが、不法盛土監視員みたいな、そういう人をつくるとか。

○清水総務局参事

盛土 110 番とかがそれに当たる。

○内藤総務局長

そういうのがあるんですか。

○清水総務局参事

盛土 110 番はあります。

○片山廃棄物リサイクル課長

不法投棄 110 番もありますよ。110 番が幾つもあるなってちょっと思ったんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防指定地監視員という方がいるんですね。だから、そういう方がいるけれど、その辺も今回のこういうようなことを受けて、今見直しをしようとしていますので。でも、人数的に全然少ないんですよ。だから、どちらかという、もう既にあるこの防災連絡員という、自治会に必ず自主防災リーダー、そういうような人がいるんですよ。そういう人たちをうまく活用できるような仕組みを早くつくりたいと思っています。

○内藤総務局長

監視員の制度も変えるんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは、砂防指定地監視員の今の考え方を見直そうかということ、河川砂防管理課が所管しているんですけど、そちらでは、今、考えているみたいです。

○内藤総務局長

それを書いてもいいんじゃないですか、これに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それも。

○内藤総務局長
ええ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ここに、「又」のところに、「砂防指定地等監視員が的確に監視できるような研修会の開催や資料等の」。

○内藤総務局長
「提供など」。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
この程度ですけどね。

○片山廃棄物リサイクル課長
ちょっと今、思ったんですけど、砂防指定地等監視員って、県の制度ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん。

○片山廃棄物リサイクル課長
静岡県独自ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そう。独自かな。

○片山廃棄物リサイクル課長
ほかの県なんかも。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
同じようなのを持っているかもしれないですけども。

○片山廃棄物リサイクル課長
有償なんですかね、お金。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。月…。

○松村砂防課傾斜地保全班長
幾ばくかの、本当にわずかな…。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
月幾らだっけっか。

○清水総務局参事
5,000 円ぐらいじゃなかったでしたか。

○松村砂防課傾斜地保全班長
要領で決まっています。

○片山廃棄物リサイクル課長
ボランティアで行く日当ぐらいの程度ですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長
そんなに出していません。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
(資料の)14 番にあるかな。月 4,950 円。

○片山廃棄物リサイクル課長
5,000 円か。

○内藤総務局長
細かいですね。

じゃあ、指定地監視員のほうも、研修会とかですけれど、河川砂防課の何かお考えがあるのであれば、それをちょっと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
分かりました。ちょっとこの辺、もし追記できるようだったら追記します。

○内藤総務局長
お願いします。

そのほかありますでしょうか、何か。清水さん。

○清水総務局参事

今、読んでいて気になると思ったのですが、10 ページで「確認・判明した事実関係」の3ポツ目で、「治水上砂防の観点から必要範囲として流域の一部又は全部を指定したものであったのか資料により確認することができなかった」となっているんですけど、基本的に砂防指定地というのは、必要な範囲を指定するのが原則じゃないですか。そうすると、それが...、うまく言えないな、分からないということは、必要じゃないところも指定している可能性があるというニュアンスに取られてしまわないかなと思って。うまく言えないですけど、どうして指定範囲にしたのかの考え方を確認することは...同じか。うまく言えないんですけど...

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

要するに、逢初川の場合は資料に付けている、流域の状況写真がついていると思うんですよ。

○清水総務局参事

そうそう。だから、こういう森林の管理状況だったら、上流域は管理されているし、荒廃する状態ではなかったよねという、だから、そこは指定しなかったというのは分かるんですけど、こっちは何でそこを指定したのかが確認できなかったという書きぶりになるわけですよ。違うのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、残存していないため、というところですよ。それを確認できる資料がなかったから。

○清水総務局参事

ないので...そのときの。おかしくないのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、どうしてここがそういうエリアだけ指定したのかというところは、文言というか、それを裏づける資料がなかったということ。

○清水総務局参事

そうですね。なので、流域の、砂防指定地の指定範囲ですよ。砂防指定地の指定に当たっての当時の状況を裏づける資料が残存していなかった、というような意味合いということなんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。

○清水総務局参事

なので、それが無いから、今の時点で見ても…。それでいいのか。何か変なふうに捉えられてしまうのではないかなと思って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

事実関係の整理なので、今の時点で考えたときに、そういうような資料がないから確認できないということですよね。

○清水総務局参事

考察のほうにも同じような表現があるじゃないですか。「考察」の2ポツ目で、その範囲が治水上砂防の観点により必要とされる土地であったのかについては確認できなかった。ぱっと見、必要とされる土地じゃなかった可能性もあるみたいに読めてしまわないかなと思っているんですね。

でも、検証しているからそう言っても別にいいのか…。

すみません、自分でもう1回考えてみます。ちょっと気になったので言ってみただけで、よく分からなくなってしまったので。

○内藤総務局長

いいですか、取りあえず。

○清水総務局参事

ええ。ちょっともう1回考えます。

○内藤総務局長

よろしいでしょうか。

ではここで、一旦休憩したいと思います。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、会議を再開します。続いて、土砂災害防止法について意見交換をしていきたいと思います。それでは、また杉本さん、お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今回の分について修正したところを赤字にしております。主なところ、特に事実関係のところは、これは常任委員会の資料と合わせるような形で直して書いたところが主になります。

10 ページの 2012 年 2 月 5 日のところの説明会開催通知の内容については、これは一応、通知文章から確認できる内容をここに追記しております。説明会開催通知文書から確認できる事項についての内容に修正しております。

15 ページの考察に行きますが、2 ポツ目の書きぶりを変えています。これが先ほどの文章と同じような内容です。あとは、3 ポツ目のところについても、具体例を示したほうが良いということもあったので、その赤字の部分をもう少し具体的な内容に修正しております。

あとは特に大きな内容修正はなかったもので、その程度の内容の修正でした。

○内藤総務局長

ありがとうございました。今の説明について、御質問等ありましたらお願いします。清水さん、いいですか。

○清水総務局参事

細かな書きぶりのことだけなんですけれど、6 ページの真ん中辺の実施計画策定の方法というところの 2 ポツ目で、危険箇所を多く有する自主防災会より指定を優先する計画を策定するって書いてあるんですけど、これ多分、公文書の原文そのまま使われていると思うんですが、読んでいて、この「より」を「から」に変えたほうが読みやすいなと思います。この「より」というのが「ベター」に見えるものですから、ちょっと意味が取りにくくなってしまいかないかと思って。

○内藤総務局長

「から」にする。

○清水総務局参事

はい。次は 15 ページです。15 ページの考察のところの 4 ポツ目。これは 3 ポツ目から 4 ポツ目につながっていると思うんですが、「職員間で」ということで始まっているんですけど、これが 3 ポツ目を受けた 4 ポツ目だと思うものですから、「このことから」ぐらい入れたほうが分かりがいいかなと思いました。

それと、最後が 15 ページの一番下のポツの、さっきの砂防法のほうでもちょっと意見としてお伝えさせていただいたんですが、「地形改変」という言葉にするか「土地改変行為」にするかということで、統一できるなら統一したほうがいいかなというところと。あと、2 行目で、「不適切な地形改変などその事実を見逃す場合もあることから」というふうに書いてあるんですが、つながりが分かりにくいかなと思ったので、「などについては」というふうに、「については」を入れたほうが文章として分かりやすくなるかなと思ったんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

不適切な地形改変などについて。

○清水総務局参事

「などについては、その事実を見逃す場合もあることから」。
以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。そのほかありますでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

さっきの砂防法の地図を入れるという話があったんですけど、冒頭のところに入れる感じですかね。確認ですが。

それから、今ちょっと気づいたのが、もう一個。清水さんが指摘したところの15ページの一番下のポツなんですけど、「その事実を見逃す場合も」、この「見逃す」という表現ですが、基本的には、上のところの「なお」以下を見ると、他法令の規制があって、そこで把握し切れないことがあるのかなと。それが届出の対象外だと、そもそも、それを見逃すというか、把握できないという表現なのかなと思ったのですが、言葉遣いというか、その辺を考えたほうがいいのかなと思いました。

○内藤総務局長

「その事実を把握できない場合もあることから」。

○片山廃棄物リサイクル課長

という感じかなと思ったのですが、それをどうやって把握するんだというところもまた問題になりますが、それをまた他県も参考に考えますということかなと思いました。

○内藤総務局長

杉本さん、いいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

「把握できない場合もあることから」。

私は、15ページの5の(10)2ポツ目で、さっき、砂防と同じですが、この「仕組みを検討し」というのが、仕組みをつくるんだという書き方でできないのか検討していただきたいなという。

それと、16ページの一番頭の行ですが、「有効な手法があれば積極的な採用に努めていく」。「有効な手法があれば積極的に採用する」というふうには書けないでしょうか。有効な手法があればということの条件がついているので。何というのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。要するに、うちの県にとって有効な手法もあればということですので。「採用する」。

○内藤総務局長

「採用する」で言い切っていていいと思うんですけど。また御検討お願いします。それと、16 ページ、最後から2つ目のポツ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「努めていく」ね。これも。

○内藤総務局長

ええ。「啓発に努めていく」。一番最後に「啓発していく」になっているので、そこはお願いしたいです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

あと、これは別にどうこうないですけど、その上か、「また、盛土対策課と連携した」という下から3つ目のポツのところの最後に、「市町による住民への危険性の周知を積極的に支援していく」って、「積極的に」と入れたこの意味というのは何かあるんでしょうか。「市町による住民への危険性の周知を支援していく」よりも何か踏み込まれてないか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

心意気でしょう。

○内藤総務局長

心意気のこと。そういうこと。例えばですよ、「積極的に」と言う場合は、予算がもっとたくさんつけるとか、今まで関わりがこの程度だったものがこういうふうになるとかというのがあるのかなと思ったんですけど。そういうことじゃないんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

住民への周知というのは、これまでもいろいろ、そのどのよう地区であるかというところの危険性の周知というのは、ハザードマップを作ったりとか、現地に看板を設置したりとかして、そういうような周知について取り組んでいるのですが、そういうことを今までやってきているものですから、積極的にというか、それをさらに加速して、充実する、丁寧に、そういうような意味合いで書いていることかなと思いました。

○内藤総務局長
分かりました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
これまでもやってきているので、積極的にという表現ですよ。ちょっと考えます。

○内藤総務局長
これまでもやってきているけれど、ここを充実するというのが分かっているなら、それを書いてほしいなと思っただけなんです。何を充実していくというのが決まっているのであれば、それは多分、今特に決まってないんだけど、ともかくもっと充実しなきゃという思いがあって書いてくれたのかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
要するに、住民というか、今後いろいろ市町と話していくときに、こういう点がもうちょっとというような、そういう市町からの要望を受けて新たな取り組みがあるんだったら、そういうのは当然やっていかなくてはいけないかなと思っているので。

○内藤総務局長
分かりました。
ほかにありますか。

○望月盛土対策課長
15 ページの上から4つ目のポツのところの「一方で熱海土木の土砂災害防止法」云々というところですね。当時、担当者が周知できていた可能性もあることから、土砂災害防止法の担当者が認識していなかったからというようなニュアンスですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
うん。盛土のことを知らなかった。

○望月盛土対策課長
そうだけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
知らなかったと言ったんですね。ヒアリングでは。たしか。

○望月盛土対策課長
■■■■は承知していて、実際現地行って。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土砂法の担当だもんね。企画なんですよ。■■■■は工事課。

あと、ここに書いてあるように、土砂法の担当が認知していたならばという文ですよ。この土砂法の担当というのは、今回ヒアリングした企画の担当者に当たるんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

さっき、砂防法のと違って、砂防法の担当って、企画とか、どこか維持調査課だか工事課にもいるとかって言っていたのですが、この土砂法のほうは……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いない。

○片山廃棄物リサイクル課長

いない？

○松村砂防課傾斜地保全班長

この間の聞き取りだと、説明会、その指定の最初の時期は、まだ件数も少なく、企画検査課でやっていて、それが数が増えていくと、だんだんさばき切れなくなって、説明会を工事課にもやってもらったというような、たしかヒアリングの一部発言もあったかとは思いますが。基本は、取りまとめ、全体のコントロールというんですかね、そういったところは企画の担当がやっていたという認識なのですが。

○望月盛土対策課長

この問題は、事業所内で情報共有ができていなかったということを疑問視しているんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。

○望月盛土対策課長

土砂法の担当者云々って関係ないんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いや、だから、土砂法の指定の説明会のときに、そういう上の危険性について周知していなかったということが、特別委員会とかも含めてあったんですよ。指摘がね。だから、そういうことがあったので。

○望月盛土対策課長

当時、工事課の職員が説明会に同席しているんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この文章のどこが気になりますか。

○望月盛土対策課長

土砂法の担当者が認知していれば、事務所内の中で共有ができたということになるわけですね。この文章だと。だけど、土砂法の担当者関係なく、工事課の担当者も認識しているわけですから。その当時から。その中で、事務所の中で共有はできるべきじゃない。土砂法の担当者が土砂法の説明会にだけ出るんだったらいいんだけど、工事課の職員もそこに同席しているわけですよ。土砂法の説明会。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

途中からね。数が多くなってからはそうしたという。

○望月盛土対策課長

当時、工事課長は同席していたんじゃないですか。説明会。

○松村砂防課傾斜地保全班長

すいません。砂防課ですけど。

実際にこの指定を、逢初川の指定をした伊豆山地区での説明会の担当者の、企画担当の聞き取りのときに、この説明会には誰が出たかというところでは、企画の担当、自分のほかに、建築、土木事務所の建築と工事の担当課、あと市の防災室、調査会社も同席したとあるんですが、そこに対して、この開発情報を知り、課長が出ていたかどうかというところまでは多分確認・・・、出席したという話ですね、(それ)は聞き取っています。

そののそういった工事課も参加している場で、盛土があるという情報提供も特になかった。当然市からも。

○片山廃棄物リサイクル課長

文章がおかしいような。

○望月盛土対策課長

土砂災害防止法の担当者というのが主になってしまっているんだけど、単純に情報共有ができてなかっただけなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。情報共有ができていたならば可能性もある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、もっと言うと、土砂法の説明会に行く人がこういうような情報、危険な盛土があるよという情報をもし持っていたならば、この説明会の中で周知できたかもしれない。

危険な盛土という、違法な盛土がどれぐらい崩壊する危険性があるかというところは、多分、みんなその当時は、そこまで思っている人が何人いたのかというのは、別の問題としてはあるんだけど、違法な盛土が上でされているよということは、もしそういうことが住民説明会に行く人が知っていれば、この流域の状況はこうですよというその説明をするときに、実は上でこういうような開発行為がされていますよということを使ったかもしれない。

土砂災害防止の担当がという言い方がいいのか、この担当というのは現場説明者の担当かという。現場説明者、住民説明会への出席者か、説明者か。意味合いとしては。

望月課長には、これ「熱海土木の土砂法の担当者が」って書いてあるけれど、この「土砂法の担当者」じゃなくて、「熱海土木の職員が」としたほうがいい感じですか。

○望月盛土対策課長

本来、土木事務所みんなで共有するべきところを、していなかったということですよ。結論的には。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうことですよ。土砂法だけじゃなくてという。

○望月盛土対策課長

そうそう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それって土砂法だけじゃないよね。ここはそんなに。そのほうがよければ、その辺は修正は全然。

○内藤総務局長

ここ、では、修正していただけますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○内藤総務局長

そのほか何か。清水さん、何か。

○清水総務局参事

もう大丈夫です。

○内藤総務局長

いいですか。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

では、土砂災害防止法については以上で。

最後、森林法です。これ3回目？ 4回目？

○大川井森林保全課長

4回目。

○内藤総務局長

4回目ですね。変わった部分を中心に御説明をお願いします。

○大川井森林保全課長

変わった部分は赤字にしています。まず、1ページ目からですけど、若干文字の修正をしまして、1番の検証の対象である区域のところですけど、「鳴沢川支流」ということで、「支流」を入れています。

それから、その下のほうは、ここの一番下に、今 19 ページに移った、D工区からC工区側へ表流水が流れてないよというようなことを文字だけで書いていたんですが、それを 19 ページに、破線で囲ってコラム的にしているところを変えています。

それから、1ページ一番下のところは、タイトルを「森林法に基づく行政対応の経緯」と入れています。

それから、ずっと行っていただいて、7ページ一番下からですけども、県職員へのヒアリングのところは、以前は職員の回答だけ書いてたんですが、何を聞いているのか分からないので、質問というのを入れているんですが、ここは昨日の夕方、清水参事から、この書きぶりについて、こんな感じでというひな型をもらったので、ここは、これ以降の県職員へのヒアリングのところの赤字が入っていることは全てそうですけど、書きぶりはそういう形で直していきたいなと思います。

8ページの真ん中辺に、D工区のところから、令和5年5月13日の新聞報道を受けてということで、ブロック積が倒れていたんじゃないかとか、土砂が流出していたんじゃないかというようなことの質問のところですけども、そこに位置図を入れて、どこのことを言っているのか、ブロック積が倒れていることは黄色で示したところで、土砂が流出した先は赤丸で示したところというような形で、場所が分かるようにしました。

それから、16ページに行っていただいて、赤字になっているところは、林地開発許可の申請書の内容というか、審査がしっかり適切にやられていたのかというのを書いたほうがいいんじゃないかという御指摘があったので、そこについて赤字で入れています。

読み上げますが、「林地開発許可申請書の内容については、切土、盛土の勾配や擁壁の構造、森林率等は林地開発許可の審査基準に適合していることを確認した。しかしな

がら、市が審査した部分の詳細な資料は残っていない。市が審査した部分についても、後で内容を確認できるよう、根拠資料を残すべきであったと考えられる」という形で入れております。

それから、17 ページの真ん中辺ですけれども、赤字になっているところですが、ここは防災工事、仮設沈砂池の完了検査の実施に係る事業者の対応は適切であったかというところの項目の考察になりますけれども、ここは、事業者と連絡が取れなくなった後の対応についての考察を入れたほうがいいんじゃないかということで、「現場で工事が中断し、事業者と電話で連絡が取れなくなった際に、■■■■の事務所を直接訪問するなど、電話以外にも事業者と接触する手段を検討する余地もあったと考えられる」という文言を入れています。

それから、修正したところが19 ページ。先ほど言ったD工区からC・E工区への表流水への流れ、これを入れました。あと、修正したのは、20 ページの一番上です。これは再発防止に向けた対策なんですが、「デジタル技術を活用した測量機器を整備し」という、ここは機器を整備するということで止まっていたんですが、その後どうするのかというのも書いたほうがいいよねということで御意見いただきまして、「事業者を指導する際に、職員が自ら開発地の現況を簡易に把握できるようにする」という文章に変えました。

それから、21 ページの一番最後のところも同様の修正をかけています。「盛土対策課と連携し、衛星写真の差分解析により抽出した森林が消失した箇所と、市町が受理した伐採造林届の箇所を突き合わせるシステムを整備し」——「整備する」で止まっていたんですが、その後ろをくっつけていまして、「違法な開発を早期に発見し、開発範囲が拡大する前に事業者に対して指導する体制を整える」という文章に変えております。

今現在の修正点は以上なんですけれども、今日の午前中に、部長のところに入りまして、そこでちょっと指摘を受けたところが何点かあるものですから、それを今後これから直したいなと思っているところなので、指摘されたところが、今、この資料は直っていないので、そこだけお話ししたいなと思うんですが。

16 ページの上から2つ目のポツですけれども、「違反をした■■■■に対する林地開発の許可については、森林法では違反した業者を不許可とする規定はないこと」と書いてあるんですが、実際にはここ、■■■■に是正させて、是正が終わったので許可しているので、それをしっかり書いたほうがいいんじゃないかということで、そこは修正したほうがいいんじゃないかという意見をもらっています。

それから、17 ページの一番上のポツ。これは(2)の事実関係のところですけど、「県東部農林は、2011年3月に現地調査を行い、掘削途中の切土のり面が放置されていることや、沈砂池が設置されているが位置が不適切で土砂が流入しないことを等を確認した」とここには書いてあります。

それに対して、考察の1ポツ目の上から3行目ですけど、「土砂流出防止機能を発揮していたかは確認できていない」と書いてあるので、事実のところでは土砂が流入しないことを確認したと言い切っているのに、下の考察のところに行くと、土砂流出防止機能を発揮していたかは確認できていないということになってしまっているんで、ちょっとここは書き方というか、整合を取ったほうがいいんじゃないかという指摘を受けています。

○内藤総務局長

では違うんですか。

○大川井森林保全課長

事実関係のところは、沈砂池が設置されている位置が……。

○内藤総務局長

不適切で土砂が流入しない。

○大川井森林保全課長

土砂が流入しないことを確認した。

○内藤総務局長

ということは、イコール、土砂流出防止機能は発揮できていないということですか。

○大川井森林保全課長

その下の考察のところは、「土砂流出防止機能を発揮していたかは確認できていない」と書いてあるので。

○内藤総務局長

確認できているということか。

○大川井森林保全課長

確認していたんじゃないのと言われた。

○内藤総務局長

発揮していないことを確認した…。そうか。そうですね。

○大川井森林保全課長

あとは、ここも言われたんですが、19 ページの5番の再発防止に向けた対策の(1)の1ポツ目、「開発事業が途中で中断するおそれがある場合は」、「防災上最低限必要な施設を早急に施工させるよう事業者を指導する」と書いてあるんですけど、この文章を読むと、「開発事業が途中で中断するおそれがある場合は」って断りを入れてこの文章が始まっているので、そうじゃないときはこれやらないのかと言われて。

林地開発許可するときに、これっていつも、防災施設は一番最初にやりなさいというのは許可条件に付けている話なので、書くまでもなくそういう指導を今まででもしているんですよ。なので、一番上の「開発事業が途中で中断するおそれがある場合は」という言い方は、そのときだけこれをやっているわけではないので、ちょっとおかしいかなと。

ここは修正をしたいと考えます。

それから、この5番の再発防止に向けた対策全てについてなんですけれども、前からやっていたものを強化するだとか拡充しているものと、熱海の災害が起こった後に始めたもの、それと、今はやってないんだけどこれからやるものというのが混在しているので。

○内藤総務局長
混在していると。

○大川井森林保全課長
そこをうまく整理できないかなという意見がありまして。今、僕のイメージなんですけど、例えば、この各ポツの上に、以前から取り組んでいるけども強化……。

○内藤総務局長
拡充とか。

○大川井森林保全課長
また拡充するものだとか、熱海の災害以降始めた対策であるとか、ちょっと项目的につけて、入れ替えたらどうかなというイメージは持っています。そういう御意見をいただきました。
説明は以上です。

○内藤総務局長
ありがとうございます。今の御説明に対して御質問等あればお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長
19 ページで、四角の中に入れてくれた説明の米印のD工区からC・E工区への表流水の流れについては、これって18 ページの(5)の、「地域継承された際に、承認者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったか」に対するものがここに入っているという、そんなイメージですか。

○大川井森林保全課長
違います。

○片山廃棄物リサイクル課長
じゃないんですよね。この四角い枠で、いわゆる……。

○大川井森林保全課長
コラム的に。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。これの書き方ってどうかなのというのがちょっとあって。例えば、この書き方がいいのか、あるいは、別枠で項目を立ててやるほうがいいのか、どうかと思って。やっぱりそういうことなんですよね。そのところがちょっと気になったものですから。こういう書き方がいいのかどうかというのはちょっと聞くというか、皆さんどう思ったかななんて思ったものですから、ちょっと発言させていただきました。

○内藤総務局長

確かに、どこに入れるかで。

○片山廃棄物リサイクル課長

議会からのあれ(提言)ではないんですよね。

提言だとか確認してほしいとかという事項ではないので、ちょっと何か唐突感があるかななんて思って。

○大川井森林保全課長

というところもあって、一番最初は、1ページ目のところの概要のところだけ入れていたんですけど。後ろに動かしたら、若干おかしくなった。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですよね。前に出すとアピール感はすごくあるんですよね。

○清水総務局参事

一番後ろかな。

○大川井森林保全課長

ちなみにみたいな感じ。

○片山廃棄物リサイクル課長

報告書でコラムっていうのもないですよね。あまり。

○内藤総務局長

考察というよりも、事実関係を最後に入れて。

○清水総務局参事

論点の前に入れるか後に入れるかというところもあるかとも思うんですけど。さっきの砂防課のヒアリング結果じゃないんですけど、事実関係とは切り離す形で項目だけ設けて。何だろう。新聞報道じゃないですよね。表流水は。何がきっかけで調べたんですか。

○大川井森林保全課長
大学の先生とか。

○清水総務局参事
■■■■■■ぐらい。

○片山廃棄物リサイクル課長
これって、「報道があったことから」って書いてある。

○望月盛土対策課長
これよく分からないんだけど、水がここへ流れてという意味じゃないよね。

○大川井森林保全課長
それは撮影方向なんですよ。この写真の撮影方向。

○内藤総務局長
丸ポチから矢印が出ているから、今、望月さんみたいに誤解しちゃう人がいるから、丸ポチに向かって矢印を当てるような書き方にしたほうがいいかな。

○大川井森林保全課長
ああ、なるほど。

○望月盛土対策課長
こういうふうには。

○大川井森林保全課長
そうです。両方からこう流れ込んでくる…。

○望月盛土対策課長
だったらこういうふうには矢印を書いておいたほうがいいんじゃないの？

○大川井森林保全課長
ああ、なるほど。

○片山廃棄物リサイクル課長
表流水の流れと撮影位置と。

○望月盛土対策課長

これ道路は要らないんじゃないの。どうなの。これが水道(みずみち)なのかなと思ってね。

○清水総務局参事
そうそう。

○内藤総務局長
これ確かに、見たら水がこう流れ、E工区のほうに向かって流れ出ているように見えてしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうそう。よく読まないと間違えて捉える人がいる。

○内藤総務局長
「撮影方向」と書いてあるんだけどね。

○大川井森林保全課長
■■■■もそうなんですけど、DE工区側から水が道路を伝って流れてきて、このヘアピンというか、このカーブのところから水が入っているんじゃないかという論調なので、そっちが分かるように道路が入っているんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
例えば道路上の尾根点というか、どっちかがEに行っていて、どっちかがDのほうに行っているというか、そこが分かればいいかなと自分は思ったんですけど。ここから水はD工区に行っていて、ここから先はもうE工区のこっちのヘアピンカーブのほうに行っている。その分岐点があると思うんですね。

○望月盛土対策課長
D工区の水は行かないけど、E工区の水が行っている可能性はあるんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そう。そこの頂部がどうなのかというのがすごい気になって。

○大川井森林保全課長
頂部はね…。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そこは流域外と言ってほしいけど。あと、D工区の中でも両方から来るんだよ。こう来て、④区域って書いてあるほうに流れているんだよね。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その一番谷部と言ったらおかしいけど。

○大川井森林保全課長

一番谷部は写真のほうなんですよ。この。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この丸のところですか。

○大川井森林保全課長

そう。水たまりって書いてある。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それがこの平面図……。

○大川井森林保全課長

平面図で言うと、ちょうどこの丸の左端ぐらいかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

矢印の。

○大川井森林保全課長

丸のちょうど境辺り。丸と矢印の…

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これって何か、記者に対する回答にもなるので、ちょっと分かりやすくしたほうがいいかな、水の流れが。非常に説得力の強い資料になりそうなので。

○内藤総務局長

どこにあるんですか。

○清水総務局参事

事実関係の後に、ここにも新聞報道があったと書いてあるので、この報道を特定して、この新聞報道への対応みたいな、タイトルはちょっと検討が必要ですけど、ほかの法令にも同じようなものがあると思うので、新聞報道された事項についての確認とか、事実関

係の確認みたいなの、何かそういうタイトルをつけて、そこに入れるというような感じが。

○望月盛土対策課長

9ページの真ん中に、県職員にヒアリングして、ブロック積 10 メーター云々というのがありますよね。「ブロック積は倒壊していなかったか。または 10 メーターを超える盛土がされている記憶はあるか」。その下に、5条森林以外で市の都市計画区域の許可の範囲内なのでとか書いてあるんですよ。それで、その場所はどこななのといったときに、8ページの黄色のところですよ。写真の。

○大川井森林保全課長

はいはい。

○望月盛土対策課長

この位置はもっと下じゃないんですか。そうすると、D工区から外れているということですかね。森林区域が入っていないので分からないんですが、森林区域外ですよねという言い方にしないといけないんだよね。

○大川井森林保全課長

そうですね。ちょっと、若干絵が……。ここってブロックがL字型に入っているんですよ。このL字型の南側は森林区域外なんですけど、この南北方向は森林区域の中。

○望月盛土対策課長

そうすると、D工区の位置がもっと上ということなんですか。

○大川井森林保全課長

いや、割とこんなものだと思います。

○望月盛土対策課長

黄色の位置が。

○大川井森林保全課長

黄色の位置がちょっと。

○望月盛土対策課長

もうちょっと下じゃないですか。

○大川井森林保全課長

下か。そうですね。D工区のこのラインがもうちょっと上か。

○望月盛土対策課長

そうだよね。

○大川井森林保全課長

ええ。黄色が下かどっちかぐらい。

○望月盛土対策課長

そうすると、ここの5条森林の区域外にっていうのはちょっと違うかな。

○大野森林保全課課長代理

ごめんなさい。森林保全課ですが、D工区と森林区域が一致していないので、D工区
なんだけど森林区域外、D工区の中だけど森林区域外というところですよ。

○大川井森林保全課長

ちょっと絵だけ直したほうが。

○望月盛土対策課長

それって、何でD工区を森林のほうでやってやってるんですか。

D工区は全て森林区域ですか。

○大川井森林保全課長

ではないですね。全てが森林区域じゃないんですけど。一部ここが外れているところな
んです。森林区域外。

○望月盛土対策課長

それで、ここは森林保全の担当者がやってるんですか。

○大川井森林保全課長

構造物としては、こういう構造物が入ってしまっているんで、区域の外にあっても、1つ
の計画書の中には入っているんで。

○望月盛土対策課長

その下に、10メートルを超える盛土の記憶はない。盛土、構造物の横断図とか何かあ
るから、単純にそれだけで10メートルを超えているか超えてないかって分かりますよね。
記憶だけでこんな、ないありと言うのは説得力がないんじゃないかな。

○大川井森林保全課長

ヒアリングではこういう発言があったので、そのまま書いているのですが。

○望月盛土対策課長

森林法では●●●●●●。

○大川井森林保全課長

ここは、そうですね。考えます。

○望月盛土対策課長

例えば、都市計画法の申請図面を見る限り、10メートルを超えることはない。

○内藤総務局長

よろしいですか。そのほか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今の8ページの写真のところの鳴沢川支流と書いてある線が1本あるんですけど、その先に土砂流出箇所と書いてあって、この沢から土砂が流出しているということを言いたいんですか。

○大川井森林保全課長

この赤い地点で土砂が流出したという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちょっと流れた溪流というか、がこの破線のところ。

○大川井森林保全課長

そう。ここに入った、L字型に入っているブロックがこう入っていて、こっち側のブロック積の基礎部が、盛土の転圧が今写真で見るとしっかりされてないので、この辺の土砂がだらだらと入って、溪流を伝ってここに出たんじゃないかと思われま。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というのは、この黄色の丸の位置が違うといっても、このところに1個支川があるし。

○大川井森林保全課長

そこは、このブロック積が、新聞報道なんかを見ると、ブロック積が倒れて、そこから土砂が出たように読めるんですけど、当時の担当者から聞き取ったら、ブロック積と土砂の流出の元となっているところは関係ないと言われて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それを言いたかったということですか。

○大川井森林保全課長

そうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうすると、この鳴沢川支流というこの表現があんまり、適しているのかなと思って。土砂流出経路と言うんだったら分かるけど。

○大川井森林保全課長

なるほど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここを伝って流れてきた。今言った黄色の丸ところ、④区域と書いている下のところも、支川がここにあると思うんですよ。支川がね。だから、本来ここにも破線があるのが、鳴沢川の支流という話になるかなと思ったんですけど。この破線の意図というのは、あくまでこの支流から土砂が流れてきたということであるのなら、ちょっと表現を変えたほうがいいかなって。

○大野森林保全課課長代理

ただ、土砂が流出したというような事態が、市から口頭で報告をもらっただけで、県が土砂の流出経路を調べたわけではないので、あくまでも現状では想定という域を出ないというんですかね。土砂流出経路とまで、ここまではっきり言っているのかなということもあります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だったら、この鳴沢川支流とかというのは、破線はやめてもいいんじゃないかな。

○大川井森林保全課長

やめちゃったほうがいいかな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

位置関係だけを示してあげればいいのか。

○大川井森林保全課長

その議論は、これを書いたときに内部でもちょっとありました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは図面までつけてしっかり言わなくてはいけないんじゃないでしょうか。

○大川井森林保全課長

ここの御指摘は、土砂がどこに出て、倒れたブロックがどこにあったのかというのが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
位置関係。

○大川井森林保全課長
位置関係がよく分からないねということで、位置図を入れたんです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
分かりました。

○大川井森林保全課長
鳴沢川支流は破線はないほうがいいですかね。

○内藤総務局長
でも、これがあると、恐らくここを通過してきたんだろうなという。

○大川井森林保全課長
そう。

○内藤総務局長
まあ、そう断定はしないけど。

○大川井森林保全課長
断定はできないですけど。

○内藤総務局長
これがなくなっちゃうと、 が言っているように、このブロック、倒壊箇所からここに出たんじゃないかって。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
なので、支流と言うと、正確に言うと、こっちの黄色のほうにも支流があるよという。

○福田土地対策課長
支流がここにあるんだ。

○内藤総務局長
取ったほうがいいですかね。この支流。

れるものがあつたら、途中で、個別にまた皆さんにお送りさせていただいて、場合によっては、次のときに簡単に御説明させていただくような形でお願いできたらと思っています。

あと、3ページの一番下のポツで、「4項目に該当する場合、事業者に意見への対応を指導している」となっているんですけど、ここ、「4項目に該当する意見については、事業者に対応を指導している」のほうが読みやすいなと思ったものですから。

○大川井森林保全課長

該当する意見については。

○清水総務局参事

ええ。「該当する意見については、事業者に対応を指導している」。

あと、4ページですが、事実関係の書きぶりは、これから直すということでもいいですか。

○大川井森林保全課長

そこはまだ直ってないです、はい。

○清水総務局参事

はい。あと4ページの2008年4月16日のところ、市のところの2ポツ目で、「この流域は河川改修されており」と書いてあるんですけど、読む人は「この流域」がどの流域か分からないと思うので、括弧で鳴沢川とかって入れておいたほうがいいかなと思ってですね。

6ページの5月1日の内容の1ポツ目。「 は、県の指導に従うことを表明」と入っているんですけど、 の欄があるものですから、 のところ「県の指導に従う」みたいなふうにも書いてもいいかなと思ってですね。

それと、この6ページ、ちょっと前後してしまうのですが、一番上のポツで「標記森林内」と書いてあるんですけど、これも「標記」だとどこか分からないかなと思ったので、例えばD工区内だとか、何かそんなどこか分かるような括弧書きがあってもいいのかなと思ったのと。

あと、その後の2つの日付のところ金曜日までに入っているんですけど、曜日は要らないかなと思いました。ごめんなさい、細かくて。

○内藤総務局長

でも、公文書にそう書いてある。

○清水総務局参事

そう。公文書にはそう書いているんですけど、あえて入れなくてもいいかなと思って。

○福田土地対策課長

ありがとうございます。

○清水総務局参事

ごめんなさい。本当に細かい話ばかり。7ページの5月20日の内容の2ポツ目で、これも読めば分かると思うんですけど、「調書等については、23日までに」ってなっているんですけど、括弧書きで5月って入れても。

あともう一個。15ページの上から3ポツ目で、3行目から4行目にかけて、「擁壁を壊すことにもなり合理的ではないとの判断から、これを受理した」と書いてあるのですが、そもそもの行政手続法上、もう受理という概念がなくなっているんで、受理ってちょっとどうかなと思いつつ。ただ、置き換えるとしたら「容認」かなと思ったんですけど、それだとまたちょっと違うニュアンスも生まれちゃうからどうかなと思いつつ。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○福田土地対策課長

「受け付けた」

○清水総務局参事

「受け付けた」ですかね。

○内藤総務局長

「受け付けた」かな。「受理」って何が違うのって感じがするんだけど。

○清水総務局参事

「受け付けた」はもらったという。

○福田土地対策課長

「受理」って使っているな。どこか。

○清水総務局参事

届いた瞬間にもう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。到達主義だもんね。

○大川井森林保全課長

受け付けた。

- 内藤総務局長
清水さん、いいですか。
- 清水総務局参事
以上です。
- 内藤総務局長
そのほかありますでしょうか。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
確認ですけど、県職員にヒアリングはどうするんですしたっけ。このヒアリングの…書き方。
- 清水総務局参事
昨日メールで。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
自分たち、さっき砂防法のあれは中に組み込んである。
- 清水総務局参事
組み込みのほうの方が分かりやすいものは組み込んでいいです。
- 内藤総務局長
さっき清水さんが言ったのは、最後のいつからいつまでまとめて発災後にやった部分については、別のところに記載したほうがいいんじゃないかということですか。
- 清水総務局参事
別のところというか、事実関係と違うと分かるようにという。今、砂防の入っているものは、それはそのままでもいいです。書き方さえ統一すれば。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
さっきの議論……。あれ？さっき外出して全部。
- 清水総務局参事
それは杉本参事が個別に別にやったやつだけなんです。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
あれだけの。

○清水総務局参事

ええ、あれだけの話なんですよ。あれが事実関係のように入っていたので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○清水総務局参事

あと、昨日送ったときに「ヒアリング」と書いて送ったんですけど、どっちがいいですかね。「聞き取り調査」って今まで言ってきたので。砂防のほうは「聞き取り」って書いてくれているものですから。今までも「聞き取り調査」って言っているの、「聞き取り」で統一したほうがいいですかね。

○内藤総務局長

そうですね。そうしますか。

○清水総務局参事

昨日の記載例だと「ヒアリング」にしてありますが、「聞き取り」にしていただいてもいいですか。

○内藤総務局長

砂防のほうは「聞き取り」になっているのか。聞き取り結果...そうですね。

じゃあ、よろしいでしょうか。じゃあ、今日の意見交換はここまでにして、次第の2はその他ですよ。その他何かありますでしょうか。その他、よろしいでしょうか。

それじゃあ、次第の3、次回。

○清水総務局参事

今回は12月27日の午後です。一応イメージとしては、都計法の4回目と土採取。土採取はこの間4回目でしたっけ。

○内藤総務局長

そうです。

○清水総務局参事

あとは廃棄物の4回目。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土採取、この前……。

○清水総務局参事

土採取はこの間4回目でしたっけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

よく分からなくなってきました。あ、3回目ですね。昨日3回目。

○清水総務局参事

じゃあ、4回目。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

4回目か。27 がダブルになるんだ。

○内藤総務局長

土採取と廃棄物。

○清水総務局参事

と都計。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

できるか。

○内藤総務局長

27 日の資料としては、その3枚だけ。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

ほかの今日までやってきた砂防、土砂計と、あと森林法については、今直せるところは直していただいて。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

それをまとめて、27 に全部、一旦全法令をお配りしたいと思いますので。

○清水総務局参事

部長にもお渡しできるようにということで。

○内藤総務局長

なので、これも直せる範囲で結構ですが、今日言われたところについて、直せば直していただく。それも前日ぐらいまでにいただいて。

○清水総務局参事

そうですね。可能であれば、26日の午前中いっぱいぐらいの時点で。

○内藤総務局長

ということで、よろしくお願いします。

それでは、第23回会議をこれで終了します。お疲れさまでした。